

公共工事に係る業務委託の入札制度の見直しについて

1 県内業者及び県外業者の受注実績

平成18年度土木部発注における業務委託（発注種別毎）の県内業者及び県外業者の受注割合は以下のとおり。

	県内業者		県外業者	
	件数	金額（百万円）	件数	金額（百万円）
地上測量	483件(97.0%)	1,204(94.5%)	15件(3.0%)	70(5.5%)
航空測量	-	-	21件(100%)	291(100%)
調査	416件(69.4%)	1,080(50.2%)	183件(30.6%)	1,073(49.8%)
土木設計	483件(62.9%)	1,263(42.6%)	285件(37.1%)	1,703(57.4%)
建築設計	20件(90.1%)	67(84.8%)	2件(9.1%)	12(15.2%)
計	1,402件(73.5%)	3,614(53.4%)	506件(26.5%)	3,149(46.6%)

（ ）は割合

2 多様な入札制度についての検討

業務委託についても、工事に準じ、県内業者で履行可能なものは県内業者で対応することを原則とし、業務の特性に応じたより透明性、競争性、公正性、品質確保等に優れた多様な入札制度について検討する。

なお、検討に当たっては、その多種多様な業務内容や業務委託と工事の相違点（前回資料P.2）を踏まえると、工事のような一律の発注方式に集約することが適当でないと考えられること、全国的にも指名競争入札以外の入札制度を本格的に導入している例がないことから、各々の業務内容に応じた適切な入札方式を選択可能とすることを基本とし、以下の方法により各入札制度の試行を十分に行うこととしてはどうか？

(1) 条件付一般競争入札

ア 試行の考え方

(ア)条件付一般競争入札については、標準的な仕様が定められていて技術提案を必要としない業務の中から抽出試行を行ってはどうか？

標準的な仕様が定められていて技術提案を必要としない業務とは、歩掛や仕様書等が定められている業務をいう。

対象業務（例）

測量（航空測量、路線測量など）

設計（道路設計、河川設計など）

調査（補償調査、土質調査など）

(イ)条件付一般競争入札の参加者については、現在の工事等請負有資格業者名簿登載者を基本とするが、登録種別が大括りとなって専門業者が混在しており、また、格付けも行っていないことから、適正な競争性の確保による品質確保を図るため、入札参加資格要件の設定に当たっては、実績要件などを付す必要があるのではないか？

イ 要件設定の考え方

(ア)入札参加資格要件

条件付一般競争入札における入札参加資格要件については、他県の事例等や業務委託の特殊性等を考慮すると、一般的な要件に加え以下の要件を付す必要があるのではないか？

地域要件

企業の同種・類似・同規模業務の実績要件

配置技術者の資格、実績要件

格付（ランク）要件については、現時点で業者を客観的に評価するものがないため、設定困難である。

(イ)地域要件について

地域要件については、業務委託の特殊性、各方部における業者数の状況等から、県内業者で履行可能な業務については県内業者で行うことを原則とし、業務内容や規模に応じ、管内、県内、全国等の要件を基本として選定することとしてはどうか？

なお、要件を付した場合の入札参加可能業者数を把握することが困難ではあるが、競争性が確保される数（指名基準以上の業者数）は必要ではないか？

(ウ)企業の同種・類似・同規模業務の実績要件及び配置技術者の資格、実績要件について

業務委託の重要性を考慮すると、企業に対する同種・類似・同規模業務等の実績要件等を付す必要があるのではないか？

さらに、配置技術者の資格、実績要件についても付す必要があるのではないか？

ウ 試行対象業務の選定の考え方

(ア)対象種別・対象金額の考え方

標準的な仕様が定められていて技術提案を必要としない業務を設計内容から選定することとし、業務の効率性等を考慮し、3百万円以上の業務を対象としてはどうか？

(イ)試行の件数

農林水産部及び土木部所管業務の中から標準的な仕様が定められている業務委託について3百万円以上の年間発注予定件数の1割程度を抽出試行してはどうか？

(2) 公募型プロポーザル方式等の技術提案審査型等の入札方式

ア 試行の考え方

(ア)業務委託において、標準的な仕様が定められておらず、

- ・入札参加者からの技術提案を評価する必要がある業務
- ・価格と技術力を総合的に評価して落札者を決定する必要がある業務

については、技術提案審査型方式や総合評価方式について試行を行ってはどうか？

(イ)技術提案審査型の参加者については、現在の工事等請負有資格業者名簿登載者を基本とするが、登録種別が大括りとなって専門業者が混在しており、また、格付けも行っていないことから、適正な競争性の確保による品質確保のため、入札参加資格要件の設定に当たっては、実績要件などを付す必要があるのではないか？

(ウ)本県では建築設計業務において、「福島県建築・設備設計監理業務設計者選定要領」により公募型プロポーザル方式等の技術提案審査型の契約方式について実績があることから、これを再度検証して、他の種別への適用等を試行してはどうか？

(エ)総合評価方式についても、国や他県の実施状況を踏まえて、試行を行ってはどうか？

イ 要件設定の考え方

(ア)入札参加資格要件

入札参加資格要件については、業務委託の特殊性等を考慮すると、一般的な要件に加え以下の要件を付す必要があるのではないか？

地域要件

企業と同種・類似・同規模業務の実績要件

配置技術者の資格、実績要件

(イ)地域要件について

地域要件については、業務委託の特殊性、各方部における業者数の状況等から、県内業者で履行可能な業務については県内業者で行うことを原則とし、業務内容や規模に応じ、管内、県内、全国等の要件を基本として選定することとしてはどうか？

ウ 試行対象業務の選定の考え方

(ア)対象種別・対象金額の考え方

技術提案審査型に該当する業務を設計内容から選定することとし、対象種別・対象金額は特定しないこととしてはどうか？

(イ)試行の件数

農林水産部及び土木部所管業務の中で技術提案・技術評価を必要とする業務委託から適宜抽出し、試行を行ってはどうか？

対象業務（例）

設計

調査

3 入札方式以外の制度について

(1) 予定価格の公表について

業務委託における予定価格については、これまで同様、業務内容を勘案し、事後公表としてはどうか？

「これまでの経過」

～H19.4.1 予定価格は事前事後とも非公表

H19.4.1～ 予定価格は事後公表

(2) 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度について

業務委託においては、入札参加者に対し適切に条件を設定することにより、不良不適格業者による過度な安値入札を防止することが可能と思われること、また業務委託は工事のように詳細な積算体系とはなっていないため基準価格設定の根拠が不明瞭となってしまうことなどの状況も踏まえながら、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度については、今後とも継続して検討することとしてはどうか？

「参考」業務委託における積算体系

発注種別	積算内容
土木設計	業務委託料 = 業務価格 + 消費税相当額 業務価格 = 直接人件費 + 直接経費 + 諸経費 + 技術経費 直接人件費：設計業務等に従事する技術者の人件費 直接経費：事務用品、旅費交通費、製図費、印刷費等 諸経費：直接人件費 × 120/100 技術経費：直接人件費 × 220/100 × 技術経費率 技術経費率：技術難易度に応じて20～40%の範囲で設定

業務委託における積算の内容は、人件費等を主体とし構成されている。

(3) 事後審査方式の導入

工事に準じ、事後審査方式を導入してはどうか？

(4) 郵便入札制度、電子入札制度

工事に準じ、電子入札制度、郵便入札制度を併せて導入してはどうか？

平成18年度決算検査報告の概要（国土交通省関係）

(1) 不当事項

① 直轄

指摘なし

福島県 指摘事項なし

② 補助

事 項	指 摘 の 概 要
<p>① 特定環境保全公共下水道事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、反応タンク等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの(設計不適切)</p> <p>【反応タンクの設計について】</p>	<p>反応タンクの設計に当たり、本来行うべき常時及びレベル1地震時の応力計算を省略し、レベル2地震時だけの応力照査により構造図、背筋図等を作成したため、応力計算上安全とされる範囲に収まっておらず、工事の目的を達していない。</p>
<p>② 通常砂防事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、橋りょう上部工等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの(設計不適切)</p> <p>【落橋防止システムの設計について】</p>	<p>橋りょう設計において、「道路橋示方書・同解説」で規定している斜橋の判定式を満たす斜角を有することから、落橋防止構造を設置すべきところ、これを省略していたため、所要の安全度が確保されていない状態であり、工事の目的を達していない。</p>
<p>3. 道路改築事業等の実施に当たり、建物移転料の算定が適切でなかったなどのため、事業費が過大となっているもの(積算過大)</p> <p>【建物移転補償費の算定について】</p>	<p>移転補償費の算定に当たり、鉄骨造り平屋建て工場の鉄骨の肉厚判定箇所を誤ったため、移転補償費が過大となっており、補助金が過大に積算されている。</p>
<p>4. 道路改築事業の実施に当たり、建物移転料の算定が適切でなかったことなどのため、事業費が過大となっているもの(積算過大)</p> <p>【建物移転補償費の算定について】</p>	<p>移転補償費の算定に当たり、鉄骨造り平屋建て倉庫の鉄骨の肉厚判定箇所を誤ったため、移転補償費が過大となっており、補助金が過大に積算されている。</p>
<p>⑤ 街路事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、橋台等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの(設計不適切)</p> <p>【橋台の設計について】</p>	<p>橋りょうの設計において、橋台の安定計算に用いるべき基礎の有効根入れ深さを誤ったため、所要の安全度が確保されていない状態であり、工事の目的を達していない。</p>
<p>⑥ 街路事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、擁壁の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの(設計不適切)</p> <p>【PC擁壁の設計について】</p>	<p>擁壁の設計が適切でなかったため、壁体前面の路床掘削時において擁壁に使用することとしたPC壁体に生ずる曲げ引き張応力度が、許容の曲げ引張応力度を上回り所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していない。</p>
<p>7. 公営住宅家賃対策補助金の経理が不当と認められるもの(過大交付)</p> <p>【公営住宅家賃対策補助金の交付について】</p>	<p>補助基本額の算定に当たり、公課を算出する際に、税制上の特例である固定資産税の減額措置をしていないため、補助金が過大に交付されている。</p>
<p>8. 公営住宅家賃対策補助金の経理が不当と認められるもの(過大交付)</p> <p>【公営住宅家賃対策補助金の交付について】</p>	<p>補助基本額の算定に当たり、土地部分の複成価格を誤った容積率から算出していたこと及び税制上の特例である固定資産税の減額措置の適用時期を誤り、減額する期間が不足していたため、補助金が過大に交付されている。</p>

事 項	指 摘 の 概 要
9. 公営住宅家賃対策補助金の経理が不当と認められるもの(過大交付) 【公営住宅家賃対策補助金の交付について】	補助基本額の算定に当たり、土地取得費を算出しなかったため、入居者負担基準額に加算額が加算されておらず、補助金が過大に交付されている。
10. 公営住宅家賃対策補助金の経理が不当と認められるもの(過大交付) 【公営住宅家賃対策補助金の交付について】	補助基本額の算定に当たり、土地取得費を誤って算出した結果、入居者負担基準額が過小に加算されており、補助金が過大に交付されている。
11. 災害関連緊急砂防等事業の実施に当たり、鉄線籠型多段積護岸の設計及び施工が適切でなかったため、工事の目的を達していないもの(設計不適切・施工不良) 【護岸工の設計及び施工について】	護岸工の設計及び施工が適切でなかったため、河床が洗掘を受け基礎部の保護工である鉄線籠に沈下等の変状が生じると、一体となっている多段積護岸本体に影響を及ぼし、多段積鉄線籠各段の連結も十分でないことなどから、工事の目的を達していない。
12. 雪国快適環境総合整備事業で整備したファミリースキー場が一度も供用されておらず、補助の目的を達していないもの(目的不達成) 【雪国快適環境総合整備事業の実施について】	親雪施設として整備したファミリースキー場については、スキー場自体は完成したものの、整備完了後一度も供用されていないことから、補助事業の目的を達しておらず、不当と認められる。
13. 道路改築事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、擁壁の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの(設計不適切) 【混合擁壁の設計について】	本件擁壁は、重力式擁壁及びブロック積擁壁の混合擁壁であるにもかかわらず、誤って一体ブロック積擁壁とみなして安定計算を行っているため、安定計算上安全とされる範囲に収まっておらず、工事の目的を達していない。
14. 河川等関連公共施設整備促進事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、橋りょう上部工等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの(設計不適切) 【落橋防止システムの設計について】	橋りょうの設計において、地震時に液状化が生じる砂質土槽等の不安定となる地盤がある場合には、予期しない大きな変位が生じることがあるため、落橋防止構造の設置をすべきところ、これを省略していたため、所要の安全度が確保されていない状態であり、工事の目的を達していない。
15. 道路改築事業の実施に当たり、設計及び管理が適切でなかったため、植生工の目的を達していないもの(設計・管理不適切) 【植生工の設計及び管理について】	道路事業の一環として行った法面保護の植生工の設計において、鹿の侵入による食害等が発生していた事態に対して、鹿の侵入を防止するための防鹿柵の設置や食害に対する種子選定の検討などの対策が行われていなかったため、法面の保護が十分となっておらず、工事の目的を達していない。
16. 交通安全施設等整備事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、護岸工が工事の目的を達していないもの(設計不適切) 【交通安全施設等整備事業における護岸工の設計について】	護岸工の設計が適切でなかったため、必要な基礎根入長が確保されておらず、洪水時の河床洗掘を契機として基礎が浮き上がり護岸全体の被災を引き起こすおそれがあり、護岸としての目的を達していない。
17. 都市公園事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、植生工が工事の目的を達していないもの(設計不適切) 【植生工の設計について】	植生工の工法の選定に当たっては、法面の土壌硬度等を調査すべきであったところ、当該調査を行わずに工法を決定したため、法面の保護が十分となっておらず、工事の目的を達していない。

事 項	指 摘 の 概 要
<p>18. まちづくり交付金による既存建造物活用事業の実施に当たり、対象経費とならない消耗品等の購入費を含めて交付額を算出していたため、同交付金が過大に交付されているもの(補助対象外)</p> <p>【子育てふれあい交流プラザ整備における消耗品等の補助の対象について】</p>	<p>まちづくり交付金で実施した(仮称)子育て支援プラザ展示物製作等業務契約において、補助の対象とならない消耗品等の購入費を国庫補助対象額に含めていたため、補助金が過大に交付されている。</p>
<p>19. 公共下水道事業の実施に当たり、損失の補償の対象とならない消費税額を補償費に計上していたなどのため、補償費が過大となっているもの(過大積算)</p> <p>【送水管の移設工事補償費に係る消費税額の算定について】</p>	<p>下水道事業の一環で実施した中央雨水幹線支障物件移設補償契約については、非補償者は課税売上割合が95%以上であることから、課税仕入れに係る消費税の全額を仕入税額控除することができることになり、補償金に消費税相当額を加算していたのは適切でない。</p>
<p>20. 入居者の公募を行わずに特定地元企業等の従業員を入居させていて、公営住宅の管理が適切に行われていないもの(管理不適切)</p> <p>【公営住宅の管理義務違反について】</p>	<p>公営住宅入居者の退去に伴う新入居者について、公営住宅法に定める公募を行っていないため、特定地元企業の専用住戸と同様の実態となっており、公営住宅法に基づく適切な管理が行われていなかった。</p>
<p>21. 道路改築事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、軽量盛土の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの(設計不適切)</p> <p>【軽量盛土工の設計について】</p>	<p>道路事業の一環として行った軽量盛土工の設計において、ESPブロックの選定を誤ったため、応力計算上安全とされる範囲に収まっておらず、工事の目的を達していない。</p>
<p>22. 緊急地方道路整備事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、橋台等の所要の安全度が確保されていない状態になっているもの(設計不適切)</p> <p>【橋台基礎杭の設計について】</p>	<p>道路事業の一環として行った橋りょうの設計において、場所打ち杭で使用するコンクリート強度の係数を誤ったため、所要の安全度が確保されていない状態であり、工事の目的を達していない。</p>
<p>23. 河川改修事業の実施に当たり、建物等移転補償に要する費用の算定が適切でなかったなどのため、補償費が過大となっているもの(積算過大)</p> <p>【建物等移転補償費の算定について】</p>	<p>早期の建物等の移転補償を実現するため、用地担当職員が独断で補償費の水増しを図り、成果品の検査が完了した後、補償コンサルタントに改めて作成させた水増しをした補償内容の成果品に差し替えており、補助金が過大になっている。</p>